

議案第 83 号

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 24 年 9 月 14 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

### 三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例

三田市企業立地促進条例（平成14年三田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「、使用料」を「、水道料金、下水道使用料」に改める。

第6条の次に次の2条を加える。

（水道料金の助成）

第6条の2 特定事業者のうち、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているものに対し、水道料金を助成する。

(1) 特定事業用資産を取得するために要した費用の総額が50億円以上であること。

(2) 1年間（毎年1月1日から12月31日までの間をいう。以下同じ。）に支払った12箇月分における水道料金に係る使用水量（以下「年間使用水量」という。）が5万立方メートル以上であること。

2 前項に規定する水道料金の助成は、当該特定事業用資産が最初に事業の用に供された日の属する年の翌年から起算して20年の間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を上限として、年間使用水量から5万立方メートルを差し引き、これを年間使用水量で除して得た率を、1年間に支払った水道料金の総額に乗じて得た額（その額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

(1) 前項第1号に掲げる金額が50億円以上100億円未満の特定事業者 1千万円

(2) 前項第1号に掲げる金額が100億円以上の特定事業者 2千万円

（水道料金の助成を受けようとする者がなすべき手続）

第6条の3 前条に規定する水道料金の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、第6条の2に規定する水道料金の助成について準用する。この場合において、同項本文中「第5条に規定する特定事業用資産に対する課税免除」とあるのは「第6条の2に規定する水道料金の助成」と、同項ただし書中「同条に規定する

年度のうち、未適用の年度分に係る特定事業用資産に対する課税免除」とあるのは「同条第2項に規定する期間のうち、未適用の期間に係る水道料金の助成」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市企業立地促進条例第6条の2の規定は、この条例の施行の日以後における水道料金の助成について適用し、同日前における水道料金の助成については、なお従前の例による。